

【報告】飯舘村比曽集団ADRでセンターが和解案を維持し、2度目の回答期限を設定

2016.12.7

- 1 飯舘村比曽地区集団申立て（57世帯217名/H26.11申立て）で、平成28年10月31日に原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」）より、被ばく不安による慰謝料の増額についての「和解案提示理由書」、その他の損害項目について和解基準を示した「和解方針に関する連絡書」が提示されるとともに、第1陣として29世帯の和解案が提示されました（その後も順次和解案が提示されています）。
- 2 東京電力側は、第1陣の回答期限である平成28年11月22日、上申書を2通提出し、センターの和解案に対して逐一反論した上、和解案の再考を求める等としました（2016.11.22付けニュース）。
- 3 これに対し、センターは、平成28年12月7日付けで「連絡文書」を出しました。

同連絡文書で、センターは、東京電力側の上申書を検討したが、和解案の内容については変更しない（誤記、明白な計算間違い、既払金の追加判明による控除を除く）とした上で、「被申立人において、（提示された和解案は）はじめて検討される内容ではない」はず、と指摘しました。

そして、センターは、平成28年12月21日を2度目の回答期限に設定し、東京電力に対し、同日までに、和解案に対する諾否を書面で回答するように改めて求めました。

- 4 東京電力は、センターの和解案を尊重すると新・総合特別事業計画で誓約しているが、センターの和解案にことごとく異論を述べたり、個別の和解案の内容についても、自らの主張に固執し、センターから詳細な説明があるまでは諾否を留保する、と述べるなどしています。
- 5 このような東京電力の対応は、センターの和解案を尊重しているとは全く言えませんし、簡易・迅速を旨とする和解仲介手続の趣旨を没却するものです。

当弁護士は、東京電力のこのような不誠実な対応に強く抗議するとともに、2度目の回答期限には、センターの和解案を受諾するよう、強く求めます。

本件についての問い合わせ先：

原発被災者弁護士 事務局次長 弁護士 秋山直人（03-3580-3269）